

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年9月1日

【会社名】 株式会社アジェット

【英訳名】 AGET Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 早間 央

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋二丁目7番4号
(平成27年3月23日から、本店所在地を東京都港区西新橋一丁目1番15号から上記のとおり移転しております。)

【電話番号】 03(4577)8701 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 丹藤 昌彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋二丁目7番4号

【電話番号】 03(4577)8701

【事務連絡者氏名】 執行役員 丹藤 昌彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
株式 200,007,600円
第8回新株予約権証券 23,155,242円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
2,123,281,842円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	5,128,400株	完全議決権株式であり、株主の権利に特に限定のない株式です。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 今回の第三者割当（以下、「本第三者割当」という。）により発行される新株式（以下、「本新株式」という。）は、平成27年9月1日開催の取締役会決議に基づき発行されるものであり、平成27年11月9日開催予定の臨時株主総会（以下、「本件臨時株主総会」という。）における、第三者割当による本新株式及び株式会社アジェット第8回新株予約権の発行に関する議案の承認（普通決議）が条件となります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	5,128,400株	200,007,600	100,003,800
一般募集			
計（総発行株式）	5,128,400株	200,007,600	100,003,800

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、100,003,800円です。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
39	19.5	100	平成27年11月10日（火）	-	平成27年11月10日（火）

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込みの方法は、申込期間までに本新株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ金銭を払い込むものいたします。

4. 本新株式の割当予定先との間で本新株式の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株式に係る株式の割当を受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社アジェット 経営支援本部	東京都港区西新橋二丁目7番4号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 梅田支店	大阪府大阪市北区角田町8-47

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	538,494個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	23,155,242円
発行価格	新株予約権1個につき43円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.43円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年11月10日(火)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アジェット 経営支援本部 東京都港区西新橋二丁目7番4号
割当日	平成27年11月10日(火)
払込期日	平成27年11月10日(火)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 梅田支店

- (注) 1. 本第三者割当により発行される株式会社アジェット第8回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)は、平成27年9月1日開催の取締役会決議に基づき発行されるものであり、平成27年11月9日開催予定の臨時株主総会における、第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行に関する議案の承認(普通決議)が条件となります。
2. 申込み及び払込みの方法は、申込期間までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
3. 本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
5. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社アジェット 普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に特に限定のない株式です。 なお、単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は53,849,400株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価格は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は39円とする。但し、行使価額は第2項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>(3) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、またはかかる発行もしくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する旨の定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

上記 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記

乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \quad (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,123,281,842円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の行使請求時に有効な割当株式数に当該行使請求の対象となった本新株予約権の数を乗じた数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年11月10日から平成29年11月9日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アジェット 経営支援本部 東京都港区西新橋二丁目7番4号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 梅田支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引所に適用のある行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義した行使価額とする。但し、行使価額が同欄第2項によって調整された場合は調整後の行使価額とする。)の180%を超えた場合、当社は当社取締役会が別途定める日(以下、本項において「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金43円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡に関しては、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。

	<p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日から組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、別欄「新株予約権の行使期間」に定める行使請求期間中に別欄「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第1項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて別欄「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が別欄「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第1項記載の行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
2. 本新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
 3. 株券の不発行
当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。
 4. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
 5. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。
 - (2) 本新株予約権の発行については、当社臨時株主総会(平成27年11月9日開催予定)において本新株予約権及び本新株式を発行する旨の議案が承認されること、及び、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	手取概算額(円)
2,323,289,442	29,600,000	2,293,689,442

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額200,007,600円、本新株予約権の払込金額の総額23,155,242円及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額2,100,126,600円の合計額2,323,289,442円です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用は、第三者機関による本新株予約権の評価費用、登記費用、弁護士費用その他費用からなり、その発行諸費用の概算額は、合計で29,600,000円を予定しており、本新株式の発行について5,500,000円、本新株予約権の発行について24,100,000円を予定しております。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

当社は、平成27年9月1日開催の取締役会において、株式会社レッド・プラネット・ジャパン(以下、「レッド社」といいます。)との間において資本業務提携契約(以下、「本資本業務提携契約」という。)を決議いたしました(以下、「本資本業務提携」という。)。本資本業務提携の詳細に関しましては、「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項 6 大規模な第三者割当の必要性」をご参照ください。

当社は、マグノリアベーカリーに関するライセンス契約をレッド社の子会社である株式会社スイートスターと、Kyochonに関するライセンス契約をレッド社の子会社である株式会社チキン・プラネットとの間で締結した上で、レッド社から新業態(フランチャイズ業態)の開発と導入及びフランチャイズチェーンの事業買収を含む多店舗展開や事業拡大等に関するノウハウの提供を受け、レッド社グループの協力のもと、レッド社グループの店舗展開中の事業であるカップケーキを中心としたマグノリアベーカリー及びレッド社グループの店舗展開予定のフード事業であるフライドチキンを中心としたKyochonブランドの多店舗展開を実施していく予定であり、本新株式及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使による調達資金は、下記のとおり、これらの施策の費用として充当する予定です。

本新株式

具体的な使途	金額	支出予定時期
マグノリアベーカリー及びKyochon(フライドチキン)ライセンス契約費用(注)1、4	96,000,000円	平成27年11月
マグノリアベーカリー出店費用等(注)2、4	29,000,000円	平成27年11月～平成28年2月
当社グループ運転資金等(注)3、4	69,507,600円	平成27年11月～平成28年1月
合計	194,507,600円	

- (注) 1. マグノリアベーカリー及びKyochon(フライドチキン)のライセンス契約に係る個別の費用につきましては契約上、その詳細は公表できません。なお、上記のライセンス契約費用のうち、Kyochonのライセンス契約費用については、平成27年11月(予定)に当初一括で支払う必要のある契約費用を記載しております。Kyochonのライセンス契約費用は、更に出店の都度発生いたしますが、これらの費用は下記本新株予約権の資金使途に含まれております。

マグノリアベーカリーに関するライセンス契約では、契約書締結日より3年経過時までに、日本国内において3店舗を目標として出店すること(2店舗は出店義務)となっております。また、Kyochonに関するライセンス契約では、契約書締結日より3年経過時までに、日本国内において15店舗を目標として出店する契約となっておりますが、これは上限店舗数ではなく、当社としては、それを上回る19店舗の出店を事業計画の前提としております。

2. 上記のマグノリアベーカリー出店費用等は、1店舗のみの費用となり、出店費用等には、内装、設備工事費、保証金、その他(開業準備金等)の費用が含まれております。
- なお、マグノリアベーカリーの1店舗目のオープンは、平成28年1月を予定しており、平成28年1月から平成28年9月までの売上高は97百万円を想定しております。

3. 上記の当社グループ運転資金等は、マグノリアベーカリー及びKyochonの事業を開始するための弁護士・会計士費用、エージェント費用並びに新たに採用する予定の人的費用であります。
4. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理致します。

本新株予約権

具体的な用途	金額	支出予定時期
マグノリアベーカリーの出店費用等(注)1、4、5	300,768,000円	平成28年1月～平成28年7月
Kyochon出店費用等(注)2、4、5	1,349,000,000円	平成28年1月～平成29年10月
当社グループ運転資金等(注)3、4、5	449,413,842円	平成28年1月～平成29年10月
合計	2,099,181,842円	

(注)1. 上記のマグノリアベーカリーの出店費用等は、2店舗の内装、設備工事費、保証金、厨房機器等、その他(開業準備金等)の費用が含まれております。

なお、2店舗目の出店時期は、平成28年4月を予定しており、平成28年4月から9月までの売上高は128百万円を想定しております。

また、3店舗目の出店時期は、平成28年6月を予定しており、平成28年6月から平成28年9月までの売上高は115百万円を想定しております。

2. 上記のKyochonの出店費用等は、ライセンス費用、店舗内装費、保証金、厨房機器等、その他(開業準備金等)の費用が含まれております。なお、当社は、Kyochonブランドのサブフランチャイジーとして、19店舗の店舗出店を検討しております。

なお、現時点における出店計画は、平成28年9月期1店舗、売上高9百万円、平成29年9月期14店舗、平成30年9月期4店舗を予定しており、1店舗あたりの年間平均売上高は181百万円を想定しております。

3. 上記の当社グループ運転資金等は、マグノリアベーカリー及びKyochonの事業を開始するための宣伝広告費、弁護士・会計士費用、エージェント費用及び新たに採用する予定の人的費用であります。
4. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理致します。

5. 新株予約権の発行及び行使により資金調達を行うこととしておりますが、当社が想定するとおりに本新株予約権の行使が行われなかった場合、フード事業に関する事業に当初計画から遅れが生じる可能性があります。その際は資金用途の内容及び支出予定時期の見直しを図るとともに、他の資金調達方法を検討いたします。また、現在検討しているフード事業が現在の計画どおりの売上高や利益計上ができなかった場合に、事業計画の見直しを行い、資金用途を変更する可能性があります。その際には速やかにその旨を開示いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本新株予約権の割当予定先であるOakキャピタル株式会社との間においてロックアップ条項及びファースト・リフューザル条項を定める予定であり、それぞれの内容は以下のとおりであります。

ロックアップ条項

本新株予約権の募集に関連して、当社はOakキャピタルとの間で平成27年11月10日締結予定の「引受契約」の締結日以降、以下に掲げる期間のいずれにおいても、Oakキャピタルの事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券(以下に定義する。以下同じ。)の発行等(公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その形態を問わず、組織再編行為等における対象有価証券の交付を含む。)又はこれに関する公表を行わない。

) 払込期日から6か月間が経過した日又はOakキャピタルが保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

) 払込期日から6か月間が経過した日以降、さらに6か月間が経過した日又はOakキャピタルが保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

ただし、当該の期間においては、本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での発行等又はこれに関する公表に限りロックアップの対象とする。

当社が上記に違反した場合には、Oakキャピタルからの請求に従って、当社は次の各号を行わなければならない。

) 当該違反時点においてOakキャピタルが保有する本新株予約権の行使により取得した当社の株式を、本新株予約権に係る行使価額の180%相当額にてOakキャピタルから買い取る。

) 当該違反時点においてOakキャピタルが保有する本新株予約権を発行価額の100%相当額にてOakキャピタルから買い取るとともに、その行使価額の80%相当額に当該新株予約権の行使によって発行される株式数を乗じた金額をOakキャピタルに対し支払う。

「対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使に応じて発行又は交付されるもの、並びに当社とOakキャピタルとの間での「引受契約」の締結時点で既に発行された有価証券の行使に基づき発行又は交付されるものを除く。

ファースト・リフューザル条項

当社は、本新株予約権の申込期日である平成27年11月10日までにOakキャピタルとの間で「引受契約」を締結することを予定しております。当該引受契約においては、本新株予約権の発行期日から2年間、当社が株式、又は新株予約権又は新株予約権付社債(但し、当社又は子会社の役員及び従業員に対するインセンティブを付与する目的のもの等を除きます。)による資金調達を行う場合には、Oakキャピタルにおいて、所定の手続に従い、その引受の優先権を有すると定められる予定です。なお、Oakキャピタルが保有する本新株予約権の残高がOakキャピタルに割り当てた本新株予約権の総数の10%未満となった時点で、かかる優先権は消滅するものとされる予定です。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

Oakキャピタル株式会社(本新株予約権282,052個)

a 割当予定先の概要	
名称	Oakキャピタル株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号
直近の有価証券報告書(当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書を含む。)の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第154期(平成27年3月期) 平成27年6月26日関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第155期第1四半期 平成27年8月7日関東財務局長に提出
b 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	該当事項はありません。

Foodlabs Limited(本新株式2,564,200株、本新株予約権211,313個)

a 割当予定先の概要	
名称	Foodlabs Limited
本店の所在地	Suite 1001-2, Albion Plaza, 2-6 Granville Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	本邦内に主たる事務所はありません。本邦内の連絡先である代理人は以下のとおりです。 (名称)大知法律事務所 (住所)東京都千代田区麹町2丁目3番地麹町ブレイス8階 (氏名・役職)弁護士 西野 比呂子
代表者の役職及び氏名	代表取締役 Saiful Islam
資本金	1,000香港ドル(平成26年12月31日現在)
事業の内容	投資事業等
主たる出資者及びその出資比率	Saiful Islam 100%(平成26年12月31日現在)
b 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	該当事項はありません。

日置 俊光(本新株式2,564,200株)

a 割当予定先の概要	
氏名	日置 俊光
住所	北海道札幌市
職業の内容	会社役員(レッド社の取締役、レッド社子会社の株式会社キューズ・ダイニング取締役、レッド社子会社の株式会社レッド・プラネット・フーズ代表取締役社長、レッド社孫会社である株式会社チキン・プラネット代表取締役社長)
b 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	該当事項はありません。

加賀美 郷(本新株予約権45,129個)

a 割当予定先の概要	
氏名	加賀美 郷
住所	東京都豊島区
職業の内容	無職
b 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	平成27年9月1日現在、当社株式11,562,300株を保有する当社の主要株主である筆頭株主であります。 「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項 6 大規模な第三者割当の必要性」に記載のとおり、本資本業務提携によって、保有する11,562,300株をレッド社が実施する第三者割当によりレッド社に対し現物出資することにより、保有株式数はゼロとなりますが、本件の第三者割当による新株予約権の割当により、保有新株予約権が45,129個(その目的となる株式数は、4,512,900株)になります。 また、同氏は当社の関連当事者に該当いたします。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	該当事項はありません。

c 割当予定先の選定理由

Oakキャピタル株式会社

本新株予約権の割当予定先であるOakキャピタル株式会社(以下、「Oakキャピタル」という。)は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、国内外において10年以上に亘り投資事業を行っており、投資実績は豊富で、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資も積極的に行っております。また、同社は資金調達引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザー事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。

本第三者割当に当たっては、レッド社代表取締役小野間史敏氏からの紹介及び当社執行役員丹藤昌彦も面識のあるOakキャピタルへのコンタクトを図り、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただいた上で、今回の本新株予約権の発行による資金調達のご提案をいただきました。

その内容を当社取締役会において検討し、同社を割当先とすることは、当社及び当社グループが今後展開する事業ニーズを満たすものであると判断し、同社を割当予定先として選定いたしました。

Foodlabs Limited

本新株式及び本新株予約権の割当予定先であるFoodlabs Limited(以下、「Foodlabs」という。)は、2012年に設立された事業会社等へ投資を行っている会社で、主にアジアの各国において飲食業態や一般消費社向けの物販・サービス業に対して成長資金を提供している会社であります。

本資本業務提携の提携先であるレッド社の取締役であるマーク・ライネック氏が、Foodlabsの創業者と17年来の知り合いであり、同社の投資対象が当社の事業領域と合致し、且つ急成長する企業へ成長戦略用資金提供という投資戦略にも合致することから、同社を紹介いただき、今回の事業計画等を含め説明するとともに、本新株式及び本新株予約権の引受について打診したところ、同意をいただけたものです。

創業者で現代表取締役でもあるSaiful Islam氏は、金融機関での経験のみならずバングラディッシュにおけるダッカ証券取引所の副会長を務めた経歴の持ち主であり、Foodlabs設立後は、世界的な飲食ブランドのアジア展開にフォーカスし、レッド社の実質的親会社であるRed Planet Hotels Limited社の株主でもあるタイの上場企業、Evolution Capital PCL(以下、「Evolution社」という。)にも一時期出資しておりました。

Foodlabsは、純投資目的でEvolution社の第三者割当に応じて新株式を引き受けた実績があり、Evolution社はそれによって調達した資金により、タイ及びカンボジアにおけるドミノ・ピザやCoffee Bean and Tea Leaf、Kyochonなどの新規出店やフランチャイズ拡大の手助けを行うなど、フード事業に対する投資実績を有していると、代表取締役Saiful Islam氏より、電話会議の際、口頭で説明を受けております。

前述のとおり、投資事業を中心に運営する会社であり、また、フード事業に対する投資実績を有していることもあることなどから、その内容を改めて当社取締役会において検討し、同社を割当先とすることは、当社及び当社グループが今後展開する事業ニーズを満たすものであると判断し、同社を割当予定先として選定いたしました。

日置俊光氏

株式の割当予定先の日置俊光氏は、レッド社の取締役であり、レッド社の連結子会社であります株式会社レッド・プラネット・フーズ(以下、「RPF」という。)の代表取締役です。また、日置俊光氏は、マグノリアベーカリーに係るライセンスのマスター・フランチャイジーであり、当社にサブライセンスを付与するレッド社の連結子会社である株式会社スイートスター(レッド社子会社の㈱キューズダイニング59.20%所有)の代表取締役社長として、平成26年6月に東京表参道に第1号店をオープンさせ、日本における「Kyochon」ブランドの管理と展開を行うためRPFの100%子会社として平成27年6月29日に設立された株式会社キョチョン・ジャパンの代表取締役社長として、Kyochonに係る日本国内でのフード事業の展開に従事する等、今回のレッド社が提案するフード事業を当社グループにおいて事業展開するうえで、重要な人物となります。

このほかにも、日置氏は、北海道でフード事業を約15年弱運営し、幅広い年代層から指示を受け、約16店舗を、それぞれコンセプトが違う形態で店舗運営をしております。

既存店舗のカジュアルイタリアン、和食、焼き肉、海鮮料理、スイーツ、カフェ、焼き鳥、ピュッフェレストランなど、北海道の新鮮な食材を活かした店舗や、海外からの新しいスイーツを取入れたカフェなどを展開するとともに、従来型のフードビジネスにこだわらない、新しい視点から新たなフード事業への取り組みも強化しております。

今回、レッド社から日置俊光氏をご紹介いただいた時点から、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要の説明を行うとともに、今後のフード事業に関する様々なノウハウを提供していただけることも、口頭にて確認しております。そのうえで、当社の現状を理解していただき、今回の本新株式による資金調達のご提案をいただき、また、本件臨時株主総会におけるレッド社が指名する役員選任議案においては当社の取締役の候補者となっていないものの、当社の株主及びフランチャイジーの代表取締役として、当社グループによるフード事業の展開を支援して頂ける旨を述べて頂いております。

その内容を当社取締役会において検討し、日置俊光氏を割当予定先とすることは、当社及び当社グループが今後展開する事業ニーズを満たすものであると判断し、また、当社株式を保有してフード事業の経験が豊富である同氏による当社の事業展開及び企業価値の向上に対して直接に利害関係を有して頂くことにより同氏から積極的に当社のフード事業に助言を頂くべく日置俊光氏を割当予定先として選定いたしました。

加賀美郷氏

本新株予約権の割当予定先である加賀美郷氏(以下「加賀美氏」という。)は、長期間にわたり当社の主要株主である筆頭株主であります。

加賀美氏は、本資本業務提携にご理解をいただき、レッド社が実施する第三者割当による新株式発行に応じてレッド社に対し加賀美氏が所有する当社株式の全てを現物出資することにより、本資本業務提携の実現にご協力を頂いております。

また、前述のとおり、長期にわたり当社の筆頭株主として当社グループへのご支援等をいただいていた経緯のほか、今回の第三者割当により調達した資金により開始されるフード事業の新規出店に伴う契約期間が迫っている状況などにより、他の外部割当先を検討する時間的な猶予がなかったことから、当社の事業の状況をご理解い

ただいており、資金力もある加賀美氏に、当社からご協力をお願いを打診し、ご快諾いただけたことから割当予定先といたしました。

その内容を当社取締役会において検討し、加賀美氏を割当予定先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

名称	株式数
O a kキャピタル株式会社	新株予約権 282,052個(その目的となる株式28,205,200株)
Foodlabs Limited	新株式 2,564,200株 新株予約権 211,313個(その目的となる株式21,131,300株)
日置 俊光	新株式 2,564,200株
加賀美 郷	新株予約権 45,129個(その目的となる株式4,512,900株)
合計	新株式 5,128,400株 新株予約権 538,494個(その目的となる株式53,849,400株)

e 株券等の保有方針

O a kキャピタル株式会社

O a kキャピタルが取得する本新株予約権及びその行使後の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと、及び可能な限り市場動向に配慮しながらO a kキャピタルが取得する本新株予約権の行使により取得した当社株式を売却していく旨、口頭で表明を受けております。

Foodlabs Limited

Foodlabsが取得する本新株式及び本新株予約権及びその行使後の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと、及び可能な限り市場動向に配慮しながらFoodlabsが取得する本新株式及び本新株予約権の行使により取得した当社株式を売却していく旨、平成27年7月31日、当社執行役員である丹藤昌彦がFoodlabs代表取締役Saiful Islam氏より口頭(電話)で表明を受けております。

日置俊光氏

日置俊光氏が取得する本新株式の保有方針は、今後、レッド社の協力のもと、当社グループのフード事業に係る事業運営ノウハウ等を提供する予定であり、関係強化を目的とした割当予定先による投資であって、長期保有する方針である旨、口頭により確認しております。

加賀美郷氏

加賀美氏が取得する本新株予約権の保有方針は、口頭により、事業の進捗に応じて新株予約権を行使するものの、基本的に短期所有を前提の純投資目的による保有方針であることから、市場動向等を踏まえて売却処分することもあるとの意向を確認しております。

なお、当社は上記、の本新株式の割当予定先に対して、払込期日から2年間において、当該割当予定先が本新株式の第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等所定の内容を書面に記載のうえ当社に報告し、当該報告に基づく報告を当社が株式会社東京証券取引所に行い、当該内容が公衆縦覧に供されることに同意することについて確約書を取得する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

Oakキャピタル株式会社

本新株予約権の割当予定先であるOakキャピタルより、本新株予約権の発行に係る払込金額については、払込期日にその全額を払い込む旨並びに必要となる資金も確保されている旨、及び本新株予約権の行使価額についても、実際に行使する場合に必要な資金の手配について特に支障はない旨の報告を受けております。これに加えて、Oakキャピタルが関東財務局長に対し提出した平成27年6月26日付有価証券報告書に記載された貸借対照表及び平成27年8月7日付の第1四半期報告書に記載された四半期貸借対照表に表示される現預金その他の流動資産や、同社が可能な限り市場動向に配慮しながら本新株予約権の行使により取得した当社株式を売却していくことを表明していることに照らしながら、本新株予約権の行使請求に必要な現金を有しているものと判断しております。

以上に加え、Oakキャピタルは、国内外において10年以上に亘り投資事業を行っており、投資実績は豊富であることから、当社としては、Oakキャピタルによる払込期日における払込みを期待でき、Oakキャピタルに対し本新株予約権の発行価額相当額を払込期日より前に支払いを求める必要はないものと判断しております。

Foodlabs Limited

本新株式及び本新株予約権の割当予定先であるFoodlabsより、本新株式及び本新株予約権に係る払込金額については、本第三者割当に係る金銭での払込みの確実性を可能な限り確保すべく、払込期日までの間に、三井住友信託銀行株式会社の当社の別段預金口座へ事前に払込むことを確約しております。当社及びFoodlabsは、本件臨時株主総会において、本新株式の発行に係る議案及び本新株予約権の発行に係る議案のいずれもが普通決議により承認された場合には、当社が、払込期日(平成27年11月10日)に、当該別段預金口座に事前入金された金額を払込取扱金融機関に振込又は振替を行うものとする旨合意しております。また、本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨、平成27年7月31日、Foodlabs代表取締役Saiful Islam氏より口頭(電話)で報告を受けております。

なお、Foodlabsから平成27年8月13日時点の預金口座のWEB上の残高確認画面の写しを受領しており、現在預金口座に保有している現預金の残高は本新株式及び本新株予約権の発行価額の払込みに必要な金額は満たしており、Foodlabsは本新株式及び本新株予約権の発行価額の払込みに必要な財産を有しているものと判断しております。

また、本新株予約権の行使価額の払込みに必要な財産については、Foodlabsと同社の投資家であるアンドリュー・フレイザー氏との間の投資契約の写しを受領しているところ、当該投資契約に基づきFoodlabsの要請により最大1,000万米ドルの投資及び最大500万米ドルの貸付が実行されることとなっており、アンドリュー・フレイザー氏に関する株式会社JPRサーチ&コンサルティングによる信用調査において、アンドリュー・フレイザー氏は英国の投資会社の役員歴があり、1,500万米ドル以上の多額の資産を有していることの確認ができたことから、Foodlabsの現預金口座の残高と合わせ、当社としては、Foodlabsは本新株予約権の行使価額の払込みに必要な金額の総額を概ね賄うに足りるだけの必要な財産を有しているものと判断しております。

なお、平成27年8月24日、当社執行役員丹藤昌彦が、アンドリュー・フレイザー氏に対し、レッド社本社において、レッド社代表取締役小野間氏の同席のもと電話にて、上記内容含め、資金拠出の目的、投資契約の確認、事前の資金入金の依頼等について確認しております。

日置俊光氏

本新株式の割当予定先である日置俊光氏の財産の確認については、同氏名義の預金口座の写しを受領しており、当該預金口座の残高に照らして、本新株式の発行価額の払込みに係る十分な資金を有しているものと判断しております。また、本新株式に係る払込金額の払込みにつきましては、本第三者割当に係る金銭での払込みの確実性を可能な限り確保すべく、払込期日前日までの間に、三井住友信託銀行株式会社の当社の別段預金口座へ事前に払込むことを確約しております。現在、開設準備中である当該別段預金口座は、本件臨時株主総会において、本新株式の発行に係る議案及び本新株予約権の発行に係る議案のいずれもが普通決議により承認されること、並びに金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していることを条件とし、当該条件が成就した場合に当社による預金の引き出しが可能となり、当社はかかる預金を払込取扱金融機関に振込むこととしております。

また、当社及び日置俊光氏は、本件臨時株主総会において、本新株式の発行に係る議案及び本新株予約権の発行に係る議案のいずれもが普通決議により承認された場合には、当社が、払込期日(平成27年11月10日)に、当該別段預金口座に事前入金された金額を払込取扱金融機関に振込又は振替を行うものとする旨合意しております。

なお、日置俊光氏からは、当該預金口座に係る資金は、自己資金であると同っております。

加賀美郷氏

本新株予約権の割当予定先である加賀美氏の財産の確認については、同氏名義の預金口座の写しを受領しており、当該預金口座の残高に照らして、本新株予約権の発行価額の払込み及びその行使に係る行使価額の払込みに係る十分な資金を有しているものと判断しております。なお、加賀美氏からは、当該預金口座に係る資金は、自己資金であると同っております。

以上に加え、加賀美郷氏は、平成26年9月30日に当社が発行した第7回新株予約権の発行価額の払込みを行い、引き受けた第7回新株予約権10,000個全ての行使を行っていることから、当社としては、加賀美郷氏による払込期日における払込みを期待でき、加賀美郷氏に対して本新株予約権の発行価額相当額を払込期日より前に支払いを求める必要はないものと判断しております。

g 割当予定先の実態

O a kキャピタル株式会社

本新株予約権の割当予定先でありますO a kキャピタルは、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、割当予定先が東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、割当予定先が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しています。

また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先、その役員及び主要株主は暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者(以下「暴力団等」という。)とは一切関係がないと判断しております。

Foodlabs Limited

本新株式及び本新株予約権の割当予定先でありますFoodlabs及び代表取締役Sai ful Islam並びに資金の一部の実質的提供者でありますアンドリュー・フレイザー氏につきましては、反社会的勢力との関係を有しているか否か、違法行為に関与しているか否かについて、第三者の信用調査機関である、株式会社J Pリサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門3丁目7番12号、代表取締役 古野啓介)に調査を依頼いたしました。その結果、いわゆる反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報、違法行為に関与していることを示唆する情報は確認されず、また、重要な懸念点、問題事項等も確認されなかったと回答を得ております。

当社は、以上の方法により、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が暴力団等とは一切関係無いことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

日置俊光氏

本新株式の割当予定先であります日置俊光氏につきましては、反社会的勢力との関係を有しているか否か、違法行為に関与しているか否かについて、第三者の信用調査機関である、株式会社J Pリサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門3丁目7番12号、代表取締役 古野啓介)に調査を依頼いたしました。その結果、いわゆる反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報、違法行為に関与していることを示唆する情報は確認されず、また、重要な懸念点、問題事項等も確認されなかったと回答を得ております。

当社は、以上の方法により、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が暴力団等とは一切関係無いことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

加賀美郷氏

本新株予約権の割当予定先であります加賀美氏につきましては、反社会的勢力との関係を有しているか否か、違法行為に関与しているか否かについて、第三者の信用調査機関である、株式会社J Pリサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門3丁目7番12号、代表取締役 古野啓介)に調査を依頼いたしました。その結果、いわゆる反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報、違法行為に関与していることを示唆する情報は確認されず、また、重要な懸念点、問題事項等も確認されなかったと回答を得ております。

当社は、以上の方法により、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が暴力団等とは一切関係無いことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株式に関する譲渡制限はありませんが、本新株予約権の譲渡に関しては当社取締役会の承認を要するものとされております。

3【発行条件に関する事項】

(1) 本新株式の発行価額

本新株式の発行価額につきましては、各割当予定先との協議の結果、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である平成27年8月31日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値39円としました。

当該価額は、上記取締役会決議日の直前1か月間(平成27年8月1日から平成27年8月31日まで)における当社普通株式の終値平均値(40.66円)に対するディスカウント率は4.08%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均42.20円に対するディスカウント率は7.58%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均42.58円に対するディスカウント率は8.41%となっております。

上記発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」に準拠するものであり、特に有利な払込金額には該当しないものと判断しております。

また、当社監査役全員(いずれも社外監査役)からは、上記と同様の理由により、本新株式の払込金額は割当予定先に特に有利な払込金額ではなく、有利発行に該当しない旨の意見を得ております。

(2) 本新株予約権の発行価額

当社は、他社上場企業の新株予約権の評価実績のある複数の第三者評価機関と面談のうえ、費用及び評価実績を考慮のうえ、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者評価機関であります株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー(代表取締役:小幡治、住所:東京都港区元赤坂一丁目6番2号 安全ビルレジデンス1901号)に依頼いたしました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、及び本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を適切に算定結果に反映できる価格算定手法として、一般的な価格算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の評価を実施しています。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させて将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での新株予約権権利行使から発生するペイオフ(金額と時期)の現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価額を得る手法です。

当該算定機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議日の直前取引日における当社普通株式の株価39円/株、当社普通株式の価格の変動率(ボラティリティ)58.7%(3か月/年)、58.8%(6か月/年)、62.5%(1年)、125.4%(2年)、満期までの期間2年、配当率0%、安全資産利率0.01%、発行会社の行動、割当予定先の行動を考慮して、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の評価を実施しました。

なお、当社に付された取得条項は、発行要項上、普通取引の終値が20取引日連続して行使価額の180%を超える場合、権利行使が可能となります。当社は、株価が一定程度上昇した場合、残存する本新株予約権を全部取得するものと想定しており、当該評価においては当該取得条項条件を満たした場合に発動すると設定しております。

また、割当予定先の行動は、当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の約5%で売却することを仮定し、同時に、当社株価上昇時の流動性の向上に伴う割当予定先の行動の変化を織り込む為に、当社株価が10取引日連続して行使価額を少なくとも50%上回った場合、1か月間または3か月間における一日平均売買高のいずれか少ない方の12%を行使上限額として、新株予約権を追加的に行使するものと仮定しております。割当予定先が追加的に取得した株式の売却に関しては、上記の1日当たりに売却可能な株式数の目安に拘束されないものとしています。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられている汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、算定結果である評価額43円を参考に、第8回新株予約権の1個当たりの払込金額を金43円といたしました。当該払込金額は、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しております。

また、本新株予約権の行使価額は、割当予定先との協議の結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値39円といたしました。

なお、当社監査役全員(いずれも社外監査役)からは、本新株予約権の第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を下回らない金額を本新株予約権の払込金額としていることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でなく、適法である旨の意見を得ております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成27年9月1日現在の当社の発行済み株式総数は56,124,600株で、そのうち議決権を有しない株式1,100株を除いた株式数は56,123,500株であり議決権数は561,235個であります。本新株式発行により新たに増加する株式議決権数は51,284個(株式数は5,128,400株)であり、当社の現在の議決権数に対して9.14%の希薄化をもたらすことになります。また、本新株式と同時に発行される新株予約権がすべて権利行使された場合には、538,494個の議決権数(株式数は53,849,400株)が増加することとなり、本新株式発行と新株予約権の権利行使をすべてあわせると、当社の現在の議決権数に対して105.09%の希薄化がもたされることとなります。したがって、希薄化率が25%以上であることから、本第三者割当は「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当増資に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

本新株式の発行後

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社レッド・プラネット・ ジャパン(注2及び注3)	東京都港区赤坂一丁目7番1号	-	-	17,562,300	28.67%
Foodlabs Limiteds	Suite 1001-2, Albion Plaza, 2-6 Granville Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong	-	-	2,564,200	4.19%
日置 俊光	北海道札幌市	-	-	2,564,200	4.19%
加賀美 郷(注2)	東京都豊島区	11,562,300	20.60%	-	-
株式会社りく・マネジメント・ パートナーズ(注3)	東京都港区西新橋二丁目7番4 号	7,684,000	13.69%	1,684,000	2.75%
蛭田 康正	東京都練馬区	1,945,700	3.47%	1,945,700	3.18%
OKASAN INTERNATIONAL (ASIA) LIMITED A/C CLIENT	UNIT NOS.4601-3 46F, THE CENTER 99 QUEENS ROAD CENTRAL, HONG KONG	1,017,100	1.81%	1,017,100	1.66%
中西 五登志	和歌山県和歌山市	938,800	1.67%	938,800	1.53%
佐渡 純治	埼玉県草加市	912,900	1.63%	912,900	1.49%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁 目2番10号	872,800	1.56%	872,800	1.42%
金田 広能	神奈川県鎌倉市	658,300	1.17%	658,300	1.07%
谷口 元一	東京都港区	601,900	1.07%	601,900	0.98%
株式会社ミートプランニング	群馬県藤岡市東平井573-1	600,000	1.07%	600,000	0.98%
計	-	26,793,800	47.74%	31,922,200	52.12%

(注)1.平成27年6月30日現在の株主名簿をもとに、本日まで当社が把握した株式の異動又は異動予定の状況及び今回の第三者割当増資により発行される新株式の株式数を加算するとともに、本件株式譲受(6(1)(C)(1)に定義する。)による株式の異動を反映しております。

2.平成27年9月18日(予定)付で、加賀美氏が所有する当社株式11,562,300株全てをレッド社が実施する第三者割当によりレッド社に対し現物出資する予定です。従って、本第三者割当による異動ではありません。

3.平成27年9月24日(予定)付で、レッド社はりく・マネジメント・パートナーズが所有する当社株式7,684,000株のうち6,000,000株をレッド社が現金を対価として買取り取得する予定です。従って、本第三者割当による異動ではありません。

4.上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

本新株式の発行後、本新株予約権が全て同時に行使された場合

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	本新株予約 権が全て同時 に行使され た後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
O a k キャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10番24号	-	-	28,205,200	24.50%
Foodlabs Limiteds	Suite 1001-2, Albion Plaza, 2-6 Granville Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong	-	-	23,695,500	20.59%
株式会社レッド・プラネット・ ジャパン	東京都港区赤坂一丁目7番1号	-	-	17,562,300	15.26%
加賀美 郷	東京都豊島区	11,562,300	20.60%	4,512,900	3.92%
日置 俊光	北海道札幌市	-	-	2,564,200	2.23%
蛭田 康正	東京都練馬区	1,945,700	3.47%	1,945,700	1.69%
株式会社りく・マネジメント・ パートナーズ	東京都港区西新橋二丁目7番4 号	7,684,000	13.69%	1,684,000	1.46%
OKASAN INTERNATIONAL (ASIA) LIMITED A/C CLIENT	UNIT NOS.4601-3 46F, THE CENTER 99 QUEENS ROAD CENTRAL, HONG KONG	1,017,100	1.81%	1,017,100	0.88%
中西 五登志	和歌山県和歌山市	938,800	1.67%	938,800	0.82%
佐渡 純治	埼玉県草加市	912,900	1.63%	912,900	0.79%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁 目2番10号	872,800	1.56%	872,800	0.76%
金田 広能	神奈川県鎌倉市	658,300	1.17%	658,300	0.57%
谷口 元一	東京都港区	601,900	1.07%	601,900	0.52%
株式会社ミートプランニング	群馬県藤岡市東平井573-1	600,000	1.07%	600,000	0.52%
計	-	26,793,800	47.74%	85,771,600	74.52%

- (注) 1. 平成27年6月30日現在の株主名簿をもとに、本日までに当社が把握した株式の異動状況、本件株式譲受(6(1)(C)(1)に定義する。)による異動状況、今回の第三者割当増資により発行される本新株式の株式数及び本新株予約権の行使によって発行される株式数を加算し割合を計算しております。
2. 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断

(a) 当社グループの現状

当社は、会社設立時にパソコン用パッケージソフトウェアのデュプリケート(複製)及びフロッピーディスクの不正コピー防止技術に関する業務を開始し、その後、様々な新規事業にもチャレンジしてまいりましたが、当社グループの基幹事業となる事業運営までに至っておらず、また、安定的な収益の確保ができない状態が継続しております。

かかる状況下、平成26年7月14日付「資金の借入れ、借入金返済および営業外費用の発生に関するお知らせ」及び同日付「第三者割当により発行される新株式(金銭出資及びデット・エクイティスワップ)及び第7回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動、その他の関係会社の異動に関するお知らせ」において、平成25年9月末日において債務超過に転落したことから上場廃止の猶予期間中にあり、平成26年9月末日においてこれを解消する必要がある中で、その解消が見込まれる第三者割当増資及びその前提となる借入れの実施等を開示するにあたり、事実と異なる開示を行うとともに、開示直後に一部についてはその事実を把握していたにもかかわらず、速やかに訂正開示を行っていなかったことや不適切な開示を繰り返しました。その後、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)より再三注意を促されたものの、再発防止策を十分に実施することが出来ていなかったことなどから、当社は、東京証券取引所より有価証券上場規程第502条第1項第1号の規定に基づき改善報告書の徴求措置を受けることとなったため、その経緯及び改善措置を記載した改

善報告書を平成26年9月5日に提出し、改善状況報告書を平成27年3月19日に提出しました。また、当社は、再発防止に向けた改善策を策定するとともに、社内体制の大幅な見直しを実施し、既存事業の事業運営の見直し及び新規事業を検討している状況であります。

当社グループの現状につきましては、当社子会社の株式会社デザート・ラボ(以下「デザート・ラボ」という。)における「セルフサービス型ソフトクリームショップの店舗運営及びFC事業」(以下、「デザート・ラボ事業」という。)においては、平成27年9月期第3四半期累計期間の売上高18百万円及び営業損失18百万円となっており、直営店1店舗を運営するのみであって、フランチャイズ加盟店の獲得に至っておりません。

また、当社子会社である株式会社アジェットクリエイティブによる「小規模分譲型ソーラー(出力50kW未満の太陽光発電システム)に関する設備機器販売及び設置工事の請負事業」(以下、「太陽光事業」という。)は、平成26年9月30日に払い込みが完了した第三者割当による新株式発行による調達資金の一部を充当し、平成27年9月期第3四半期累計期間において売上高約395百万円及び営業利益15百万円を計上することができました。しかしながら太陽光事業の今後の予定につきましては、電力会社各社から再生エネルギー発電設備に対する接続申込みの回答を保留するとの発表や、太陽光発電など再生可能エネルギーの新規買取を一部再開するとの発表がなされるなど、太陽光事業に関する事業動向が非常に不安定な状況であります。そのため、当社グループといたしましては、現時点における太陽光事業に関連する契約は継続していきますが、今後の新規契約について、積極的な営業活動等を控えており、来期以降の太陽光事業の先行きは不透明な状態であります。

また、当社は、既存事業であるデザートラボ事業及び太陽光事業の売上を補完すべく、新たな事業についても積極的に検討を重ねてまいりましたが、当社グループの現状を考えた場合、新たな事業運営について事業展開する体制等が整っていないことなどから、現時点において新たな事業の開始まで至っていないのが現状です。

前述のように当社グループの事業環境及び市場環境の変化に耐えられる財務基盤の確立も重要なテーマであり、当社は平成26年9月末において債務超過を解消したものの、デザートラボ事業及び太陽光事業について現在の状態が継続した場合、両事業とも売上の縮小や損失の拡大が生じて再び債務超過に陥る可能性もあることから、早急なグループ全体の成長戦略の施策が急務な状態であります。

(b) レッド社との資本業務提携

レッド社からの提案

このような状況下、新たな事業への進出又は既存事業を活用した事業展開を目指し、平成27年4月24日付「新株予約権に関する資金使途の変更及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」でも開示しましたように、フード事業を含めた3社のデューデリジェンスを実施するなど、複数の新規事業について検討していたものの、決定には至っておりませんでした。

そのような折、当社代表取締役早間央及び当社執行役員である丹藤昌彦が交流のあるレッド社代表取締役小野間史敏氏より「現在、レッド社がフランチャイズ展開を視野に入れて検討している、レッド社の既存スイーツ事業であるカップケーキを中心とするマグノリアベーカリー及び新規フード事業であるフライドチキンを中心としたKyochonブランドを、貴社グループで展開することはできないか。」との業務提携の提案がありました。また、同時に、レッド社が当社株式を取得し、レッド社グループからのフード事業のノウハウの提供や役員及び人材交流による人材育成等の強化を図ることにより、当社の企業価値向上にも繋がるとして資本提携の提案も受けました。

レッド社の概要

レッド社は、中核事業として国内でのホテル事業、レストラン事業、スイーツ事業、インディーズ音楽のCD販売事業を運営しており、今後は新たなブランドフード事業を海外から導入し、積極的に展開していくとのことです。

具体的には、レッド社は、東南アジアに約22箇所のホテルを保有運営するグローバル企業であるRed Planet Hotels Limited社の協力のもと、()既存事業の音楽事業、()平成25年4月から開始したホテル事業(平成27年8月1日現在、稼働するホテル3棟及び既存ホテル1棟の区分所有)に加え、建設予定が1棟、()平成26年5月に、北海道札幌を拠点とし、札幌にて17年運営し、お客様からの支持も根強いレストラン事業を展開する株式会社キューズダイニング(代表取締役社長は日置俊光氏であり、レッド社の取得前には同社の株式を100%保有。)を持分法適用関連会社化(同年7月に連結子会社化)することによりフード事業を開始し、その子会社である株式会社スイートスター(代表取締役社長は日置俊光氏)が平成26年6月に東京表参道に第1号店をオープンした、アメリカ映画でも有名となったカップケーキのマグノリアベーカリーを展開しております。また、レッド社は、平成26年11月にはウェンディーズ・ジャパン合同会社と業務提携契約を締結し、従来型のフードビジネスにこだわらない新しい形の店舗運営を提案するとともに、コラボ企画等も積極的に行っております。また、レッド社は、フード事業において、よりスピーディーな経営判断が可能となる体制を整備するため、平成27年2月にフード事業を営む子会社株式保有及び当該子会社の戦略立案・推進と経営監督に関する事業を新設分割により設立したRPF(代表取締役は日置俊光氏でレッド社の取締役を兼任。)に承継させ、同社を中心として、飲食の事業活動の強化を図っており、今後も、フード事業の積極的な展開を見据えております。さらに、レッド社は、平成27年6月18日付「香港におけるジョイントベンチャー設立の合意及び孫

会社設立に関するお知らせ」で開示したとおり、韓国に拠点を置くKyochon F&B Co., Ltd.との間で、ジョイントベンチャー形式で、Kyochon Asia Development Limitedを設立し、当該合弁会社とKyochon F&B Co., Ltd.の間で、韓国を中心に中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ及びアメリカ等において1,000店舗以上を展開するフライドチキンを中心としたフード事業を日本、香港、マカオ、中国、広東省、台湾、シンガポールにおいて展開するためのマスターフランチャイズ契約を締結するとともに、日本における「Kyochon」ブランドの管理と展開を行うためR P Fの100%子会社として、同年6月29日、株式会社キョチョン・ジャパン(代表取締役社長は日置俊光氏。現商号「株式会社チキン・ブラネット」)を設立しており、新たなフード事業の戦略立案、推進を行っております。

提案を受けたフード事業の概要

上記提案では、当社は、レッド社の既存スイーツ事業であるマグノリアベーカリー及びKyochonのサブフランチャイジーとして多店舗展開を行っていくことを提案されており、これらのブランドの概要については下記のとおりとなります。

() カップケーキのマグノリアベーカリー

米国ニューヨークで長年愛されているマグノリアベーカリーは、映画・ドラマ「セックス・アンド・ザ・シティ」の中で話題となり、「ブラダを着た悪魔」、「サタデー・ナイト・クラブ」、「ゴシップガール」など数多くの人気TV番組や映画に登場し、一躍有名になったカップケーキです。

平成26年6月に、レッド社が手掛ける日本の第一号店舗として東京表参道にオープンするとともに、東京都内を中心とした百貨店、東京駅、ショッピングモール等を中心に期間限定でのショップをオープンさせるなど、常に話題となっているカップケーキです。

() フライドチキンのKyochonブランド

Kyochonは、チキンビジネスをメインに韓国において1991年に設立され、韓国国内において約950店舗(フランチャイズ含む)を展開する韓国では国民的なブランドです。

使用する食材にこだわりを持ち、人工甘味料不使用など健康に良い食材のみを提供しています。また、一般的なファーストフードではなく、新鮮さを保つためにオーダーが入ってからチキンの調理を開始し、こだわりのあるチキンを提供しています。

本第三者割当の割当予定先選定の経緯

当社は、レッド社からの上記提案により当社の既存事業であるフード事業を強化し、収益基盤を確立することができるのではないかと考え、レッド社との間において様々な視点からフード事業の検討をし、両社による資本業務提携が当社の事業確立及び収益拡大に繋がるものと考えて、協議を重ねてまいりました。

レッド社からは、マグノリアベーカリー及びKyochonのサブフランチャイジーとしての多店舗展開に必要なとされる資金について、レッド社が作成した事業計画をもとに第三者割当増資により調達するプランの提案がなされ、第三者割当増資の割当予定先として、レッド社代表取締役の小野間史敏氏やレッド社取締役のマーク・ライネック氏らを通じて、Oakキャピタル、Foodlabs、日置俊光氏の紹介を受けました。

なお、当初は、本新株式の割当予定先としてレッド社も検討されていたものの、レッド社に別途の資金需要が生じたことから、資本提携については、下記「2. 資本業務提携の内容 (1) 資本提携の内容」に記載のとおり、レッド社による当社株主からの当社株式の取得にとどまることとなり、レッド社からは上記各割当予定先の紹介を受けております。また、Oakキャピタル、Foodlabs、日置俊光氏による新株式及び新株予約権の発行価額や行使価額の総額では当社として必要と考える事業資金には満たないところ、マグノリアベーカリー及びKyochonの新規出店に伴う契約期限が迫っている状況などにより、他の外部割当予定先を検討する時間的な猶予がなかったため、当社の事業の状況をご理解いただいております。資金力もある当社の筆頭株主である加賀美氏にも本新株予約権の引受けをお願い致しました。

提案内容の検証

当社は、レッド社が作成した事業計画をもとに様々な検証を行いました。具体的な検証方法といたしましては、提案された事業計画の数値の根拠となる資料(から揚げ・フライドチキン市場の外観やKyochonが日本展開した場合の資料、マグノリアベーカリー直営店の実績値等)をもとに、新規出店した場合の一般的なコスト等の数値をもとに検証いたしました。

その結果、本第三者割当により調達した資金を提案された事業計画に基づき投資を行った場合、現時点における想定では、投資額を超えて収益を得るまでの期間が約10年、店舗のみの黒字化では約4年を見込んでおり、投資回収までに要する期間が若干長期間であると認識しているものの、レッド社グループが持つフード事業のノウハウの活用や獲得、当社グループとレッド社グループとの人的交流、更には、今回当社の取締役の候補者となっていないものの、本第三者割当の割当予定先であるレッド社の現取締役かつR P Fの代表取締役であって現在レッド社グループにおいてマグノリアベーカリーやKyochonに関する事業を担当している日置俊光氏からも当社グループによるフード事業の展開を支援して頂ける旨を述べて頂いており、当社グループが現在直面する成長戦略の施策に合致した事業の提案であり、様々な事業シナジーの向上、その他リソースの共有化など両社における事業規模の拡大に寄与できるものと判断いたしました。

また、本新株式及び本新株予約権の発行は、既存株主に対して希薄化等の影響があるものの、新たな事業に調達した資金が充当され、当社グループの収益基盤の確立及び事業基盤の安定化を図ることにより、業容拡大に寄与し、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであり、株主価値の増加につながるものと考えております。

以上のとおり、当社は、レッド社との資本業務提携により、当社においても既存事業の経験を活かすことができ、更に当社グループが課題としている安定的な収益の確保ができると考え、レッド社との間で資本業務提携を行うことといたしました。

なお、既存事業であります太陽光事業に関しましては、取り巻く環境、事業動向が非常に不安定な状況であり、現時点において残存する太陽光事業に関連する契約は継続するものの、今後の新規契約の締結は休止し、営業活動等は行わない方針です。

また、デザート・ラボ事業につきましては、レッド社が提案するフード事業とのコラボ企画等も考えられることから、事業の継続を検討しております。

経営陣の刷新

なお、当社とレッド社は、両社の関係を強化し、業務提携の効果を向上させるため、本資本業務提携契約に基づき、平成27年11月9日開催予定の本件臨時株主総会において、レッド社の指名する、Simon Gerovich(サイモン・ゲロヴィッチ)氏(現レッド社取締役)、Katrina Bignasca(カトリーナ・ビニャスカ)氏(現レッド社執行役員)、Timothy Hansing(ティモシー・ハンシング)氏(現レッド社取締役)及びSam Gerovich(サム・ゲロヴィッチ:レッド社のアドバイザーに就任予定)氏の4名を当社の取締役として、レッド社の指名する多久島逸平氏(弁護士)及びMark Reinecke(マーク・ライネック)氏(現レッド社取締役)の2名を当社の監査役として選任する旨の議案を上程し、その就任後には、本資本業務提携で検討するフード事業等の強化を図る予定であります。

また、上記レッド社の指名する当社の取締役候補者の内2名は、レッド社の現取締役サイモン・ゲロヴィッチ氏及びレッド社の現執行役員であるカトリーナ・ビニャスカ氏であるところ、本件臨時株主総会の開催後に最初に開催される取締役会において、サイモン・ゲロヴィッチ氏を当社の代表取締役会長に、カトリーナ・ビニャスカ氏を当社の代表取締役社長にそれぞれ選定する予定であります。

なお、現時点における当社役員である代表取締役早間央、取締役萩原明、社外取締役葦塚康夫氏、社外監査役(常勤)安田健一氏、社外監査役稲澤聡氏は、本件臨時株主総会後に辞任する予定であります。

その結果、当社の取締役は6名中4名、監査役3名中2名がレッド社より指名された者となる予定です。

(c) 資本業務提携の内容

(1) 資本提携の内容

資本提携の具体的な方法については、当社の筆頭株主及び主要株主である加賀美氏及び当社主要株主である株式会社りく・マネジメント・パートナーズ(以下「りく・マネジメント・パートナーズ」という。)の意向も踏まえ、レッド社が加賀美氏及びりく・マネジメント・パートナーズから株式を取得する方法によることといたしました。

具体的には、本資本業務提携は、当社の筆頭株主及び主要株主である加賀美氏がレッド社の行う第三者割当増資を引受け、これに対して加賀美氏が保有する当社株式11,562,300株(現時点の発行済株式総数に対する割合は20.6%)をレッド社に対し平成27年9月18日(予定)に現物出資することにより、また、当社の主要株主であるりく・マネジメント・パートナーズがその保有する当社の株式7,684,000株のうち6,000,000株(同10.7%)を金銭を対価としてレッド社に対し平成27年9月24日(予定)に譲渡することにより、レッド社は、合計で当社の株式17,562,300株を譲り受ける予定です(以下、「本件株式譲受」という。)

なお、本資本業務提携契約において、本件株式譲受の実行が平成27年9月30日までに実行されない場合には、本資本業務提携契約は自動的に終了するものと定められています。

この結果、レッド社は当社の筆頭株主である主要株主及びその他の関係会社となります。レッド社の議決権割合は、本件株式譲受及び本第三者割当による本新株式の発行が行われた時点で28.67%となります。

(2) 業務提携の内容

当社は、本日付で、レッド社との間で、本資本業務提携契約を締結し、大要以下に掲げる事項について業務提携を図っていくこととしておりますが、その詳細については、今後、両社間で協議、決定してまいります。

レッド社グループにおいて店舗展開を実施しているマグノリアベーカリーのスイーツ事業について、レッド子会社である株式会社スイートスターとの間において、当社をサブフランチャイジーとするライセンス契約の締結及びこれに基づく権利金、ロイヤリティの支払い。

なお、当社によるマグノリアベーカリーの店舗の出店は非独占的に日本国内に出店できるものとされており、当該契約上は3店舗の出店を目標(2店舗については出店義務)とされております。

レッド社グループにおいて店舗展開の準備を開始しているKyochonブランドのフード事業について、レッド社子会社である株式会社チキン・プラネットとの間において、当社をサブフランチャイジーとするライセンス契約の締結及びこれに基づく権利金、ロイヤリティの支払い。

なお、当社によるKyochonの店舗の出店は非独占的に日本国内に出店できるものとされており、当該契約上は15店舗を目標として出店することとなっていますが、これは上限店舗数ではなく、当社としては、それを上回る19店舗の出店を事業計画の前提としております。

レッド社において今後検討を行うフード事業について、当社が上記2事業(マグノリアベーカリー、Kyochon)の展開によって確立される事業基盤を活用した多店舗展開及び事業拡大。

当社とレッド社との間の事業シナジー向上を目的とした事業及びブランド協力。

上記に付随する業務。

また、両社は、提携業務の推進に必要な情報について相互に共有するため、本資本業務提携契約にて、平成27年11月9日開催予定の当社臨時株主総会において、本新株式及び本新株予約権の発行に係る議案並びにレッド社の指名する者を候補者とする取締役及び監査役の選任議案を上程することにつき合意しております。なお、マグノリアベーカリー及びKyochonブランドのフード事業を早期に展開していくため、本件株式譲受後速やかに、レッド社の現執行役員であるカトリーナ・ピニヤスカ氏を当社のチーフ・オペレーティング・オフィサーとして任命することを予定しております。

(d) 本新株式及び本新株予約権の第三者割当を選択した理由

前述のとおり、当社は、レッド社との間で資本業務提携を行い、レッド社から、新業態(フランチャイズ業態)の開発と導入及びフランチャイズチェーンの事業買収を含む多店舗展開や事業拡大等に関するノウハウの提供を受け、レッド社の協力のもと、レッド社の既存スイーツ事業であるマグノリアベーカリー及び新規フード事業であるKyochonブランドの多店舗展開を実施していく予定であり、本第三者割当により調達する資金はこれらの施策の費用として充当する予定です。

当社は、本第三者割当による資金調達以外の資金調達の方法についても検討いたしました。しかしながら、金融機関等からの融資による資金調達は、現時点において、担保となる資産を有していないこと、また、当社の業績、財政状況から事実上困難であり、また、有利子負債の増加は財務基盤の弱い当社の現状に鑑みても、現時点における資金調達手段としては好ましくなく、資本性の資金調達が適切であると判断いたしました。そして、資本性の資金調達の方法として、公募増資やコミットメント型ライツ・オフアリングは、当社の財政状態及び経営成績、株価動向、株式流動性等から判断した場合には、主幹事証券を選定して実施することは現実的ではなく、また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングにつきましては、株式会社東京証券取引所が制定する「有価証券上場規程」に定められておりますとあり、当社は、最近2年間において経常損失を計上しており、行うことができません。

当社としては、レッド社との本資本業務提携に伴い当社のフード事業の拡大のために資金調達を確実にしたいという趣旨に鑑み、上記「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、Foodlabs及び日置俊光氏に対する第三者割当による本新株式の発行並びにOak Capital及びFoodlabs並びに加賀美氏に対する第三者割当による本新株予約権の発行を行うことが最適な選択肢であると考えております。

また、本新株予約権の割当予定先でありますOak Capital及びFoodlabs並びに加賀美氏から、本資本業務提携による当社の新規事業の進捗状況に応じて投資を行いたいとの要望を受けたこと、段階的な新株予約権行使により、既存株主の皆様における株式の急激な希薄化を低減でき、株主の皆様にとって好ましいと判断したことから、本第三者割当においては新株予約権による資金調達も併用することといたしました。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

平成27年9月1日現在の当社の発行済み株式総数は56,124,600株で、そのうち議決権を有しない株式1,100株を除いた株式数は56,123,500株であり議決権数は561,235個であります。本新株式発行により新たに増加する株式議決権数は51,284個(株式数は5,128,400株)であり、当社の現在の議決権数に対して9.14%の希薄化をもたらすこととなります。また、本新株式と同時に発行される新株予約権がすべて権利行使された場合には、538,494個の議決権数(株式数は53,849,400株)が増加することとなり、本新株式発行と新株予約権の権利行使をすべてあわせると、当社の現在の議決権数に対して105.09%の希薄化がもたされることとなります。

今回の第三者割当の後、保有方針が純投資目的であることを述べているOak Capital、Foodlabs及び加賀美氏は、本新株式及び本新株予約権の行使により取得した株式を市場で売却する可能性があります。

当社株式の直近6か月間の1日当たりの平均出来高は686,822株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は558,916株、直近1か月間の1日当たりの平均出来高は355,666株、となっており、一定の流動性を有しておりますが、本新株予約権がすべて行使された場合の発行株式数53,849,400株を本新株予約権の行使期間である2年間(245日/年営業日で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は109,897株となり、上記直近6か月間の1日当たりの平均出来高の16.00%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の19.66%。直近1か月間の1日当

たりの平均出来高の30.90%となります。従いまして、これらの売却が市場内で短期間に行われた場合には、市場で流通する当社株式の株価に影響を与える可能性があります。

しかしながら、前述のとおり、当社グループの事業環境及び市場環境の変化に耐えられる財務基盤の確立は最重要課題であり、当社は平成26年9月末において債務超過を解消したものの、デザートラボ事業及び太陽光事業について現在の状態が継続した場合、両事業とも売上の縮小や損失の拡大が生じて再び債務超過に陥る可能性もあることから、早急なグループ全体の成長戦略の施策が急務な状態です。

また、割当予定先であるOakキャピタル、Foodlabs及び加賀美氏からは、市場への影響を配慮しつつ、売却する方針である旨を伺っており、割当予定先である日置俊光氏は、レッド社との資本業務提携の一環としての割当であるため、本新株式を長期に保有する方針であることを確認しており、当社株式の流通市場における株価への影響は限定的なものであると考えられます。

当社といたしましては、レッド社の協力のもと、マグノリアベーカーリー及びKyochonの二つのフランチャイジーとしての多店舗展開を実施し、当社グループの安定的な収益基盤や軸となる事業運営を確保することにより、事業収益基盤の安定的な確立を図ることができると考えており、更なる事業規模の拡大に繋がると考えており、上記の課題を解消し、調達資金で事業基盤の強化を図るためには本第三者割当は有効であり、将来の業績向上や株価への貢献により既存株主様の利益にもつながるものと考えており、本新株式及び本新株予約権の発行による発行数量及び希薄化の規模は一定の合理性を有しているものと判断致しました。

もっとも、上記のとおり、既存株主の皆様には大きな影響が生じることに鑑み、本第三者割当の必要性及び相当性について株主の皆様のご承認を得るべく、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」の定めに従い、必要な手続きを進めてまいります。

具体的には、平成27年11月9日開催予定の本件臨時株主総会に付議する本第三者割当に関する議案の中で、本第三者割当の必要性及び相当性につきご説明した上で、当該議案が本件臨時株主総会において普通決議により承認されることをもって、株主の皆様ご意思確認をさせていただくことといたします。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成27年9月1日)までの間において生じた変更及び追加すべき事項は、以下のとおりです。なお、以下の内容は当該「事業等のリスク」の内容を一括して記載した上で、変更及び追加箇所については下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成27年9月1日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

(1) 連結子会社におけるブランドの確立及び確保について

当社連結子会社である㈱デザート・ラボでは、現在「神戸デザートファクトリー」及び「ソフトクリームパーク」の商標で店舗展開しております。この商標のブランド化によってFC店舗の拡大が図れると認識しております。そのため、ブランドを重要な財産と考え、ブランドの確立及び確保に積極的に取り組んでおります。しかしながら、ブランドの確立及び確保については不確実であり、ブランドの確立及び確保の成否によっては、当社連結子会社である㈱デザート・ラボにおける事業活動に支障が生じ、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 連結子会社で提供する商品の安全性について

当社連結子会社である㈱デザート・ラボでは、安全・安心を第一とした商品のお客様への提供を通して、お客様に常にご満足いただけるよう努めておりますが、予見不可能な原因により、商品の安全性に疑義が生じ、製品回収や製造物責任賠償が生じた場合は、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 連結子会社で展開する事業における法的規制について

当社連結子会社である㈱アジェットクリエイティブが展開する、小規模分譲型ソーラー(出力50kW未満の太陽光発電システム)に関する設備機器販売及び設置工事の請負事業では、「建設業法」、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」等の法的規制を受けております。当社連結子会社である㈱アジェットクリエイティブでは、社内管理体制の整備や各種講習会等に参加して法律知識を取得する等により法令を遵守し販売、施工する努力を行っております。

将来これらの法令の改正や新たな法令規制が制定され当社連結子会社である㈱アジェットクリエイティブが展開する事業に適用された場合、当社連結子会社である㈱アジェットクリエイティブが展開する事業はその制約を受けることとなり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 投融資について

当社グループでは、収益基盤の確立のため、新規事業等を積極的に展開していく方針であります。当社グループといたしましては、投融資案件に対し、リスク及びリターンを厳密に事前評価し実行する予定であります。投融資先の事業の状況等が当社の業績に与える影響を確実に予測することは困難であり、投融資額を回収できず、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度において第三者割当による新株16,684千株(発行価額の総額500,520千円)の発行を行った結果、平成25年9月期第1四半期から発生しておりました債務超過は解消されましたが、継続的に営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、当連結会計年度においても営業損失174,290千円及び営業キャッシュ・フローのマイナス208,497千円を計上しております。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

なお、当該重要事象等を改善するための対応策等は、「7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (7) 継続企業の前提に関する重要事象等」に記載しております。

(6) 株式会社東京証券取引所からの処分の可能性について

当社は、度重なる不適切な開示の発生、株式会社東京証券取引所より、平成26年8月22日に有価証券上場規程第508条第1項第1号に基づき「公表措置」が実施され、同年9月5日、同規程第502条第1項第1号に基づき「改善報告書」を提出いたしました。

その後、適時開示体制の改善に向けた取り組みを実施し、平成27年3月19日、同規定第503条第1項の規定に基づく「改善状況報告書」を提出しておりますが、改善策が完全な形での実施に至っていないことから、改善状況報告書にてご報告した改善措置につきましては、今後実施予定のものも含めて、半年後に改めて開示を行う予定となります。

(7) 株式の希薄化について

本新株式発行により新たに増加する株式数は5,128,400株(議決権の数51,284個)であり、平成27年9月1日現在の当社普通株式の発行済株式総数56,124,600株(総議決権の数561,235個)に対する割合は9.14%(総議決権数に対する割合9.14%)となります。この結果、当社の総議決権数に対する議決権所有割合が低下し、また、当社普通株式1株当たりの純資産や純利益といった株式価値が希薄化することになり、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、本新株予約権538,494個の行使の目的となる株式数は53,849,400株(議決権の数538,494個)であり、平成27年9月1日現在の当社普通株式の発行済株式総数56,124,600株(総議決権の数561,235個)に対する割合は95.95%(総議決権数に対する割合95.95%)となります。本新株予約権が行使された場合には、当社の総議決権数に対する議決権所有割合が低下し、また、当社普通株式1株当たりの純資産や純利益といった株式価値が希薄化することになり、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 本新株予約権による行使がされない場合について

本新株予約権において、株価の下落等の原因で本新株予約権が行使されず、当該行使による資金調達が出来ない場合、当社の想定する投資を行えない結果として期待した収益を上げることが出来ない可能性があり、また、この場合、当社の想定する財務基盤の健全化も行うことが出来ないこととなり、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(9) 本新株式および本新株予約権の失権について

当社は本新株式及び本新株予約権の各割当予定先の払込に要する資金等の状況について確認しており、これらの各割当予定先ともに払込に要する資金等を保有していることから、当社として、本第三者割当による本新株式及び本新株予約権の払込みに現実性があると判断しておりますが、仮に本新株式及び本新株予約権または本新株予約権においてその全部又は一部につき払込みがなされず、失権となった場合は、当社の想定する投資を行えない結果として期待した収益を上げることが出来ない可能性があり、また、この場合、当社の想定する財務基盤の健全化も行うことが出来ないこととなり、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(10) 筆頭株主及び経営体制の変更について

本資本業務提携は、当社の筆頭株主及び主要株主である加賀美氏がレッド社の行う第三者割当増資を引受け、これに対して加賀美氏が保有する当社株式11,562,300株(現時点の発行済株式総数に対する割合は20.6%)をレッド社に対し平成27年9月18日(予定)に現物出資することにより、また、当社の主要株主であるりく・マネジメント・パートナーズがその保有する当社の株式7,684,000株のうち6,000,000株(同10.7%)を金銭を対価としてレッド社に対し平成27年9月24日(予定)に譲渡することにより、レッド社は、合計で当社の株式17,562,300株を譲り受ける予定です。

この結果、レッド社は当社の筆頭株主である主要株主及びその他の関係会社となります。レッド社の議決権割合は、本件株式譲受及び本第三者割当による本新株式の発行が行われた時点で28.67%となります。

当社とレッド社は、両社の関係を強化し、業務提携の効果を向上させるため、平成27年11月9日開催予定の当社臨時株主総会において、Simon Gerovich(サイモン・ゲロヴィッチ)氏(現レッド社取締役)、Katrina Bignasca(カトリーナ・ビニヤスカ)氏(現レッド社執行役員)、Timothy Hansing(ティモシー・ハンシング)氏(現レッド社取締役)及びSam Gerovich(サム・ゲロヴィッチ)氏の4名を当社の取締役、多久島逸平氏及びMark Reinecke(マーク・ライネック)氏(現レッド社取締役)の2名を当社の監査役として選任する旨の議案を上程し、その就任後には、本資本業務提携で検討するフード事業等の強化を図る予定であります。なお、現時点における当社取締役及び監査役につきましては、平成27年11月9日開催予定の当社臨時株主総会において各候補者が取締役又は監査役に選任された後に、代表取締役早間央、取締役萩原明、社外取締役荊塚康夫、社外監査役(常勤)安田健一、社外監査役稲澤聡氏は辞任する予定であります。

このように、本資本業務提携の実施及び平成27年11月9日開催予定の臨時株主総会後の経営体制の変更が実施された場合には、レッド社は、当社の意思決定に重大な影響を及ぼすこととなりますが、レッド社の当社の経営方針に関する考え方やレッド社の利害が、当社の他の株主と常に一致するとの保証はなく、レッド社の当社の経営方針に関する考え方並びにレッド社による当社株主としての議決権行使及び保有する当社普通株式の処分の状況等により、当社グループの事業運営及び当社普通株式の需給関係等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) レッド社との資本業務提携について

当社グループは、本資本業務提携の実施により、マグノリアベーカーリーやKyochon等のフード事業に関し、今後もレッド社との連携を深めていく予定であり、これに関し、レッド社の子会社である株式会社レッド・プラネット・フーズの間でライセンス契約締結も予定しております。当社は、かかる連携に基づき、両社の強みを活かし、フード事業の拡大を図ります。

しかしながら、レッド社の連携が計画通りに実行されるとの保証はなく、またかかる連携が実行された場合でも、当社が企図する経済的効果が得られない可能性があります。

(12) 大株主による意見の相違について

本新株予約権の行使の状況によっては、Oakキャピタルが筆頭株主、Foodlabsが第2位株主となり、レッド社は、当社の議決権を保有する15%程度の第3位の株主となる可能性があります。

Oakキャピタル及びFoodlabsからは、本第三者割当により取得する本新株式や本新株予約権及びその行使後の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと、及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していく旨の表明を受けていることから、レッド社が当社の第3位株主になったとしても、当社としては、本資本業務提携を推進し、レッド社との間でのフード事業の拡大を図る方針については変更はないものと考えておりますが、将来、大株主間において意見の相違が生じた場合には、当社グループの事業運営に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(13) 実質的存続性に係る審査について

本資本業務提携について、東京証券取引所が本資本業務提携後の当社を実質的な存続会社でないと認めた場合、有価証券上場規程第314条第2項に基づき、当社株式の上場市場は、東京証券取引所の市場第二部からJASDAQスタンダードに変更される可能性があります。

当社は、上記認定がなされた場合には、当社株式につき、東京証券取引所の市場第二部での上場を維持するため、有価証券上場規程第314条第2項に規定される東京証券取引所が定める新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査を希望する予定です。

当社が当該審査を希望した場合、当社が実質的な存続会社でないと東京証券取引所により認められても、当社株式につき、東京証券取引所の市場第二部での上場は引き続き維持され、当社が実質的な存続会社でないと東京証券取引所に認められた日の属する事業年度の末日の翌日から起算して3年を経過する日(平成31年9月30日)までの期間(以下、「猶予期間」といいます。)内に、当社が新規上場審査に準じた基準に適合すると認められず、猶予期間終了後最初の有価証券報告書の提出日から起算して8営業日目の日までに当該審査の申請を行わなかった場合にJASDAQスタンダードへの市場変更が行われることとなります。他方で、当社が猶予期間内に当該基準に適合すると認められた場合には、当社株式につき、市場第二部への上場がその後も維持されることとなります。

2. 臨時報告書の提出について

当社は、「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日(平成26年12月25日)以降、本有価証券届出書提出日(平成27年9月1日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局に提出しております。

株主総会の議決権行使結果(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく報告。
提出日:平成26年12月26日)

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年12月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、発行可能株式総数の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役5名選任の件

早間央、葺塚康夫、木村良平、玉木栄三郎、萩原明を取締役に選任するものであります。

第2号議案に対する修正動議

株主より、上記原案に対し、取締役として、玉木栄三郎氏に代えて笠間健太郎氏を選任するよう修正動議が提出されました。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 定款一部変更の件	197,450	848	-	(注)1	可決(99.73%)
第2号議案 取締役5名選任の件					
早間 央	197,536	393	-		可決(99.77%)
葺塚 康夫	197,546	383	-		可決(99.78%)
木村 良平	197,526	403	-	(注)2	可決(99.77%)
玉木 栄三郎(注)3	-	-	-		否決
萩原 明	197,536	393	-		可決(99.77%)
第2号議案に対する修正動議 笠間 健太郎(注)4	176,843	20,633	453	(注)2	可決(89.32%)

- (注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 第2号議案の玉木栄三郎は、修正動議が可決されたことに伴い否決されたものとして取り扱っております。したがって、玉木栄三郎に対する議決権の数は集計しておりません。
4. 議決権行使書面において、原案に「賛」の表示があったものは反対として、また「否」の表示があったものは棄権として、それぞれ取り扱っております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の合計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく報告。

提出日：平成27年8月13日

(1) 当該事象の発生日

平成27年2月13日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

当社は、平成27年9月期第1四半期(平成26年10月1日～平成26年12月31日)の個別決算上で、当社の連結子会社であります株式会社デザート・ラボに対する債権について貸倒引当金を計上いたしました。これにより営業外費用に貸倒引当金繰入額7,002千円を計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成27年9月期第1四半期(平成26年10月1日～平成26年12月31日)の個別決算において、貸倒引当金繰入額7,002千円を営業外費用として計上しております。

なお、当該貸倒引当金繰入額は、個別財務諸表上で計上されるものであり、連結上相殺消去されるため、連結損益への影響はありません。

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく報告。

提出日：平成27年8月13日

(1) 当該事象の発生日

平成27年5月14日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

当社は、平成27年9月期第2四半期(平成27年1月1日～平成27年3月31日)の個別決算上で、当社の連結子会社であります株式会社デザート・ラボに対する債権について貸倒引当金を計上いたしました。これにより営業外費用に貸倒引当金繰入額6,219千円を計上いたしました。

なお、平成27年9月期第2四半期累計期間(平成26年10月1日～平成27年3月31日)においては、貸倒引当金繰入額13,221千円を営業外費用として計上しております。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成27年9月期第2四半期(平成27年1月1日～平成27年3月31日)の個別決算において、貸倒引当金繰入額13,221千円を営業外費用として計上しております。

なお、当該貸倒引当金繰入額は、個別財務諸表上で計上されるものであり、連結上相殺消去されるため、連結損益への影響はありません。

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく報告。

提出日：平成27年8月13日

(1) 当該事象の発生日

平成27年7月31日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

(個別)

当社は、平成27年9月期第3四半期(平成27年4月1日～平成27年6月30日)の個別決算上で、当社の連結子会社であります株式会社デザート・ラボに対する債権について貸倒引当金を計上いたしました。これにより営業外費用に貸倒引当金繰入額4,873千円を計上いたしました。

なお、平成27年9月期第3四半期累計期間(平成26年10月1日～平成27年6月30日)においては、貸倒引当金繰入額18,095千円を営業外費用として計上しております。

(連結)

当社は、平成27年9月期第3四半期(平成27年4月1日～平成27年6月30日)の連結決算上で、持分法適用関連会社でありましたイーディーコントライブ株式会社が持分法適用の範囲から除外されたことに伴い、持分法投資利益を計上いたしました。これにより営業外収益に持分法投資利益4,011千円を計上いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

(個別)

平成27年9月期第3四半期累計期間(平成26年10月1日～平成27年6月30日)において、貸倒引当金繰入額18,095千円を営業外費用として計上いたしました。なお、当該貸倒引当金繰入額は、個別財務諸表上で計上されるものであり、連結上相殺消去されるため、連結損益への影響はありません。

(連結)

平成27年9月期第3四半期(平成26年10月1日～平成27年6月30日)において、持分法投資利益4,011千円を営業外収益として計上いたしました。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第30期	自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日	平成26年12月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第31期 第3四半期	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	平成27年8月13日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年12月24日

株式会社アジェット

取締役会 御中

監 査 法 人 元 和

指 定 社 員 公 認 会 計 士 山 野 井 俊 明
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公 認 会 計 士 加 藤 由 久
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アジェットの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アジェット及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的に営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、当連結会計年度においても営業損失を174,290千円及び営業キャッシュ・フローのマイナス208,497千円を計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、第7回新株予約権について権利行使があった。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アジェットの平成26年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アジェットが平成26年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年12月24日

株式会社アジェット

取締役会 御中

監査法人 元和

指定社員 公認会計士 山野井 俊 明
業務執行社員指定社員 公認会計士 加藤 由 久
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アジェットの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アジェットの平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的に営業損失を計上しており、当事業年度においても営業損失を117,843千円計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、第7回新株予約権について権利行使があった。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月13日

株式会社アジェット
取締役会 御中

監 査 法 人 元 和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山野井 俊明 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 由久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アジェットの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年10月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アジェット及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続して営業損失を計上しており、当第3四半期連結累計期間においても営業損失93,368千円を計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。